

大阪府・市「広域行政一元化条例案」を斬る

写真は日本経済新聞 2月12日朝刊の社会面。大阪府・市「広域行政一元化条例案」骨子案に対するパブリックコメントを準備しているとき、記事を読んで腹が立ってきた。公明が維新に歩み寄り、「次期衆院選を見据えた両党の思惑もあり、今議会で可決する可能性が高い」と伝えるが、条例案はまだ議会に示されていない。維新・公明は議会や市民のことよりも、選挙の方が大切なのだろう。二度にわたる住民投票から繰り返されてきたことではあるが。

記事では、「条例案の骨子は示されたが、『突貫工事で作業している』(府・市関係者)なかで、文案はまだ示されていない。公明は法的解釈などを見極めた上で、文言の修正や付帯決議を求める可能性がある」としている

たまたまネットで知ったが、ジャーナリストの吉富有治氏が「条例案」なるものを公表した。それによると、条例案の骨子よりも踏み込んだことが書かれている。維新と公明が「修正協議」に入ったと報道されているが、条例案がどんな形で正式に提案されるのだろうか。とりわけ気になる点だけ指摘しておきたい。

まずは、条例で定める府市が共同設置する「副首都推進本部会議」なるものである。本部長は知事をもって充てるとして、会議を招集し、これを主宰するなどとしている。大阪府市の「一体的な行政運営」をめざすなら、知事と市長は対等の立場にすべきではないか。これでは知事の権限が強くなり、大阪府主導の会議になってしまい、大阪府による「大阪市乗っ取り計画」と批判されても仕方がないのでは。

副首都推進局へ「取材」したときも、担当者が対象を絞り込んできたことと強調していたが、一見すると「限定的」のようにみえるが、対象を拡大していく仕組みが組み込まれている。個別の事業の実施についても、役割分担や費用の負担等について、本部会議で協議していくとしている。たとえば万博関連の事業について、府の財政が厳しいから、市に負担を押し付けようとするのではないか。コロナ禍で条例制定を焦っているのは、こんな背景があるのではないかと勘繰りたくなる。

記事で「大阪府・市の広域一元化のイメージ」が4パターン示されているが、問題なのは条例で市が府に事務委託するケースである。「規約」で定めるというが、費用負担なども明記されるのか。委託する事務に対する市の権限はなくなり、市は委託料を負担しなくてはならない。大阪市は都市計画という重要な権限の一部を手放すことになり、政令市としての力を自ら弱めてしまう。住民投票で市民が選択したのは、政令市である大阪市の存続、発展であることを忘れてはならない。



(2021年2月15日)